

上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得る、との判断を示しました。

それぞれの法律の目的は異なりますが、遺族年金等の受給権者や健康保険等の被扶養者についても、この最高裁の判断が同性パートナーを含める方向で影響を与える可能性があります。

3 さらに進んでいわゆる「同性婚」を認めるべきか等、近時、「家族」というものをめぐる問題が法的にも政治的にもより大きなテーマになってきているように思われます。

例えば「選択的夫婦別氏(べつうじ)制度」もそのような問題の一つです。この制度は、「氏」は「家族」にとって本質的ではなく、それよりも個人のアイデンティティや選択の自由こそが大事と考えるリベラルな立場から主張されているように思われがちですが、そうとは限らず、例えば、「氏」は祖先、特に父方の祖先からの系譜のラベル(「〇〇家代々の墓」などというときの、連綿と続く父系血族を表す家名)であり、夫はその父の、妻はその父の氏を婚姻後も名乗ってそれぞれの家

名を守ることができるようにすべきと考える人から主張されることもあります(この問題は、夫婦同氏制度を守ろうという立場を含めて、書くべきことが多いので、また機会とご要望があればご紹介しましょう。)

このように、「家族」というものをどう捉えるのか、そして法は「家族」のどのような利益をどのような範囲で守るべきなのかという問題は、考慮に入れるべきファクターも多く、また、それぞれの価値観によるところも大きいため、簡単な問題ではありませんが、今回紹介した最高裁判決や、これから示されるであろう同性婚訴訟についての最高裁の判断なども踏まえて、一層考察を深めていきたいと思います。



刑法が改正され「拘禁刑」が創設されました

弁護士
古川 将大



令和7年6月1日施行の改正刑法により、従来の「懲役刑」(従来の刑法12条)と「禁錮刑」(従来の刑法13条)が統合され、新たに「拘禁刑」(改正刑法12条)が創設されます。この改正は、受刑者の社会復帰、更生及び再犯防止の効果をより一層促進することを目的としています。

従来の懲役刑と禁錮刑の違いは、懲役刑は刑務作業が義務付けられ、禁錮刑は作業が任意とされている点が挙げられます。しかし、実際には禁錮刑の受刑者も多くが任意で作業に従事しており、両者の区別が形式的なものとなっていました。この状況を踏まえ、刑罰を一本化し、受刑者一人ひとりの特性や更生の必要性に応じた柔軟な処遇を可能にするため、拘禁刑が創設されたのです。

例えば、知的な問題を抱えている受刑者や若年受

刑者に対しては、刑務作業をさせるよりも、教育や職業訓練を受ける機会を提供した方が当該受刑者らの社会復帰に資するものと考えられます。

受刑者が必要な教養やスキルを身につけることで、受刑者の社会復帰が促進されるだけでなく、更生や再犯防止といった効果も期待することができます。

今回の刑法改正によって、受刑者の社会復帰、更生及び再犯防止という効果の促進といった刑罰の目的に沿った処遇が可能となり、刑事司法制度の一層の充実が図られることとなります。

この改正は、刑罰の在り方を見直し、受刑者の社会復帰、更生及び再犯防止を重視する現代の刑事政策の方向性を示す重要な一歩となります。

刑罰制度の改善を通じて、より安全で公正な社会の実現が期待されるものと思われます。